

第68号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月21日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項ただし書中「百分の百七・五」を「百分の百十」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の六十六・二五」を「百分の六十八・七五」に改める。

第三十一条第二項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700

37	277,600	360,400	406,400	435,400
38	279,000	361,900	407,600	436,200
39	280,200	363,500	408,600	436,800
40	281,600	365,000	409,400	437,600
41	283,200	366,000	410,300	438,400
42	284,400	367,300	411,200	439,100
43	286,000	368,600	412,200	439,900
44	287,500	369,700	413,000	440,600
45	289,100	370,700	413,700	441,300
46	290,600	371,900	414,300	441,900
47	292,000	373,100	415,100	442,600
48	293,500	374,200	415,800	443,200
49	294,700	375,300	416,500	443,600
50	296,200	376,400	417,100	444,300
51	297,600	377,400	417,800	444,900
52	299,000	378,500	418,600	445,400
53	300,700	379,500	419,300	445,900
54	302,000	380,500	420,100	446,500
55	303,300	381,300	420,900	447,000
56	305,000	382,200	421,600	447,600
57	306,900	383,000	422,100	448,200
58	308,800	383,800	422,800	448,700
59	310,800	384,600	423,400	449,300
60	312,700	385,400	424,100	449,900
61	314,700	386,100	424,700	450,400
62	316,200	386,900	425,300	450,900
63	318,000	387,700	425,900	451,400
64	319,700	388,300	426,500	452,000
65	321,600	389,100	427,000	452,400
66	323,100	389,900	427,500	452,900
67	324,800	390,500	428,100	453,400
68	326,300	391,300	428,700	453,800
69	328,000	392,100	429,300	454,300
70	329,600	392,700	429,800	454,800
71	331,100	393,400	430,400	455,300
72	332,600	394,300	431,000	455,800
73	334,000	395,100	431,500	456,200
74	335,500	395,800	432,100	456,700
75	337,000	396,400	432,600	457,200
76	338,600	397,100	433,200	457,700
77	340,000	397,700	433,600	458,100
78	341,400	398,300	434,100	458,500
79	342,700	398,800	434,600	459,000
80	344,000	399,400	435,100	459,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	345,300	400,000	435,500	460,000
	82	346,500	400,500	436,000	460,500
	83	347,700	401,100	436,500	461,000
	84	348,800	401,700	437,000	461,400
	85	350,000	402,300	437,400	461,900
	86	351,200	402,800	437,800	462,300
	87	352,500	403,300	438,300	462,700
	88	353,600	403,900	438,800	463,100
	89	354,700	404,400	439,300	463,400
	90	355,800	404,800	439,700	463,700
	91	357,000	405,400	440,200	464,100
	92	358,100	405,900	440,700	464,500
	93	359,100	406,400	441,100	464,900
	94	360,100	407,000	441,500	465,300
	95	361,000	407,500	441,900	465,700
	96	361,900	408,000	442,300	466,100
	97	362,900	408,400	442,700	466,400
	98	363,800	408,900	443,000	466,700
	99	364,600	409,400	443,400	467,100
	100	365,300	409,900	443,800	467,500
	101	366,000	410,400	444,200	467,900
	102	366,700	410,900	444,600	
	103	367,400	411,400	445,000	
	104	367,900	411,900	445,400	
	105	368,500	412,400	445,700	
	106	369,000	413,000	446,100	
	107	369,500	413,500	446,500	
	108	370,100	414,000	446,900	
	109	370,800	414,400	447,200	
	110	371,300	414,800	447,600	
	111	371,800	415,300	448,000	
	112	372,300	415,900	448,400	
	113	372,800	416,400	448,700	
	114	373,300	416,800		
	115	373,800	417,200		
	116	374,300	417,600		
	117	374,700	418,000		
	118	375,100	418,400		
	119	375,600	418,800		
	120	376,100	419,200		
	121	376,600	419,600		
	122	377,100	420,000		
	123	377,600	420,400		
	124	378,000	420,800		

125	378, 400	421, 200		
126	378, 700	421, 600		
127	379, 100	422, 000		
128	379, 500	422, 400		
129	379, 800	422, 700		
130	380, 000			
131	380, 400			
132	380, 800			
133	381, 300			
134	381, 600			
135	382, 000			
136	382, 400			
137	382, 800			
138	383, 200			
139	383, 600			
140	384, 000			
141	384, 300			
142	384, 700			
143	385, 100			
144	385, 400			
145	385, 900			
146	386, 300			
147	386, 700			
148	387, 100			
149	387, 500			
150	387, 900			
151	388, 300			
152	388, 700			
153	389, 100			
154	389, 500			
155	389, 900			
156	390, 300			
157	390, 700			
158	391, 100			
159	391, 500			
160	391, 900			
161	392, 300			
162	392, 700			
163	393, 100			
164	393, 500			
165	393, 900			
166	394, 300			
167	394, 600			
168	395, 000			
169	395, 400			

定年前提任 用短時間勤 務職員		244, 200	285, 300	310, 000	349, 500
-----------------------	--	----------	----------	----------	----------

備考 定年前提任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項ただし書中「百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百十」を「百分の百八・七五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十七・五」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び次項から付則第六項までの規定 公布の日

二 第一条中第三十一条第二項の改正規定 令和八年一月一日

三 第二条の規定 令和八年四月一日

2 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3. 令和七年四月一日から付則第一項第一号に定める日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4. 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5. 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

6. 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十二年条例第二十七号）新旧対照表

第一条による改正案（公布の日施行）	現行
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 第一条～第二十六条（略） （期末手当） 第二十七条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>百分の百二十七・五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>百分の百十</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十七・五</u>」とあるのは「<u>百分の七十二・五</u>」と、同項ただし書中「<u>百分の百十</u>」とあるのは「<u>百分の六十三・七五</u>」とする。 4～6（略） 第二十八条～第二十九条（略） （勤勉手当） 第三十条（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合におい	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 第一条～第二十六条（略） （期末手当） 第二十七条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>百分の百二十五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>百分の百七・五</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の七十</u>」と、同項ただし書中「<u>百分の百七・五</u>」とあるのは「<u>百分の六十一・二五</u>」とする。 4～6（略） 第二十八条～第二十九条（略） （勤勉手当） 第三十条（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合におい

て、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十（第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。

4～7（略）

第三十一条（略）

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3（略）

第三十二条～第三十四条（略）

別表第一（略）

て、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十七・五（第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の六十六・二五」とする。

4～7（略）

第三十一条（略）

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3（略）

第三十二条～第三十四条（略）

別表第一（略）

第二条による改正案（令和8年4月1日施行）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

第一条～第二十六条（略）

（期末手当）

第二十七条（略）

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百八・七五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、同項ただし書中「百分の百八・七五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4～6（略）

第二十八条～第二十九条（略）

（勤勉手当）

第三十条（略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与

第一条による改正後の条例案

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

第一条～第二十六条（略）

（期末手当）

第二十七条（略）

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項ただし書中「百分の百十」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。

4～6（略）

第二十八条～第二十九条（略）

（勤勉手当）

第三十条（略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与

月額に百分の百十八・七五（第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十六・二五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百三十六・二五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。

4～7（略）

第三十一条～第三十四条（略）

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び次項から付則第六項までの規定 公布の日
 - 二 第一条中第三十一条第二項の改正規定 令和八年一月一日
 - 三 第二条の規定 令和八年四月一日
- 2 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

月額に百分の百二十（第十条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。

4～7（略）

第三十一条～第三十四条（略）

（新設）

(令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和七年四月一日から付則第一項第一号に定める日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例

の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表（新）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700
	37	277,600	360,400	406,400	435,400
	38	279,000	361,900	407,600	436,200
	39	280,200	363,500	408,600	436,800
	40	281,600	365,000	409,400	437,600

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	283,200	366,000	410,300	438,400
	42	284,400	367,300	411,200	439,100
	43	286,000	368,600	412,200	439,900
	44	287,500	369,700	413,000	440,600
	45	289,100	370,700	413,700	441,300
	46	290,600	371,900	414,300	441,900
	47	292,000	373,100	415,100	442,600
	48	293,500	374,200	415,800	443,200
	49	294,700	375,300	416,500	443,600
	50	296,200	376,400	417,100	444,300
	51	297,600	377,400	417,800	444,900
	52	299,000	378,500	418,600	445,400
	53	300,700	379,500	419,300	445,900
	54	302,000	380,500	420,100	446,500
	55	303,300	381,300	420,900	447,000
	56	305,000	382,200	421,600	447,600
	57	306,900	383,000	422,100	448,200
	58	308,800	383,800	422,800	448,700
	59	310,800	384,600	423,400	449,300
	60	312,700	385,400	424,100	449,900
	61	314,700	386,100	424,700	450,400
	62	316,200	386,900	425,300	450,900
	63	318,000	387,700	425,900	451,400
	64	319,700	388,300	426,500	452,000
	65	321,600	389,100	427,000	452,400
	66	323,100	389,900	427,500	452,900
	67	324,800	390,500	428,100	453,400
	68	326,300	391,300	428,700	453,800
	69	328,000	392,100	429,300	454,300
	70	329,600	392,700	429,800	454,800
	71	331,100	393,400	430,400	455,300
	72	332,600	394,300	431,000	455,800
	73	334,000	395,100	431,500	456,200
	74	335,500	395,800	432,100	456,700
	75	337,000	396,400	432,600	457,200
	76	338,600	397,100	433,200	457,700
	77	340,000	397,700	433,600	458,100
	78	341,400	398,300	434,100	458,500
	79	342,700	398,800	434,600	459,000
	80	344,000	399,400	435,100	459,500

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	345,300	400,000	435,500	460,000
	82	346,500	400,500	436,000	460,500
	83	347,700	401,100	436,500	461,000
	84	348,800	401,700	437,000	461,400
	85	350,000	402,300	437,400	461,900
	86	351,200	402,800	437,800	462,300
	87	352,500	403,300	438,300	462,700
	88	353,600	403,900	438,800	463,100
	89	354,700	404,400	439,300	463,400
	90	355,800	404,800	439,700	463,700
	91	357,000	405,400	440,200	464,100
	92	358,100	405,900	440,700	464,500
	93	359,100	406,400	441,100	464,900
	94	360,100	407,000	441,500	465,300
	95	361,000	407,500	441,900	465,700
	96	361,900	408,000	442,300	466,100
	97	362,900	408,400	442,700	466,400
	98	363,800	408,900	443,000	466,700
	99	364,600	409,400	443,400	467,100
	100	365,300	409,900	443,800	467,500
	101	366,000	410,400	444,200	467,900
	102	366,700	410,900	444,600	
	103	367,400	411,400	445,000	
	104	367,900	411,900	445,400	
	105	368,500	412,400	445,700	
	106	369,000	413,000	446,100	
	107	369,500	413,500	446,500	
	108	370,100	414,000	446,900	
	109	370,800	414,400	447,200	
	110	371,300	414,800	447,600	
	111	371,800	415,300	448,000	
	112	372,300	415,900	448,400	
	113	372,800	416,400	448,700	
	114	373,300	416,800		
	115	373,800	417,200		
	116	374,300	417,600		
	117	374,700	418,000		
	118	375,100	418,400		
	119	375,600	418,800		
	120	376,100	419,200		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	121	376,600	419,600		
	122	377,100	420,000		
	123	377,600	420,400		
	124	378,000	420,800		
	125	378,400	421,200		
	126	378,700	421,600		
	127	379,100	422,000		
	128	379,500	422,400		
	129	379,800	422,700		
	130	380,000			
	131	380,400			
	132	380,800			
	133	381,300			
	134	381,600			
	135	382,000			
	136	382,400			
	137	382,800			
	138	383,200			
	139	383,600			
	140	384,000			
	141	384,300			
	142	384,700			
	143	385,100			
	144	385,400			
	145	385,900			
	146	386,300			
	147	386,700			
	148	387,100			
	149	387,500			
	150	387,900			
	151	388,300			
	152	388,700			
	153	389,100			
	154	389,500			
	155	389,900			
	156	390,300			
	157	390,700			
	158	391,100			
	159	391,500			
	160	391,900			

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	161	392,300			
	162	392,700			
	163	393,100			
	164	393,500			
	165	393,900			
	166	394,300			
	167	394,600			
	168	395,000			
	169	395,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		244,200	285,300	310,000	349,500

備考 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表（旧）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500
	37	264,600	347,500	392,000	420,300
	38	266,000	349,000	393,200	421,200
	39	267,200	350,600	394,300	421,900
	40	268,600	352,100	395,100	422,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	270,200	353,200	396,000	423,500
	42	271,400	354,600	396,900	424,300
	43	273,000	356,000	397,900	425,200
	44	274,500	357,200	398,700	426,000
	45	276,100	358,300	399,400	426,700
	46	277,700	359,600	400,000	427,400
	47	279,200	360,900	400,800	428,100
	48	280,800	362,200	401,500	428,700
	49	282,000	363,400	402,300	429,300
	50	283,500	364,600	402,900	430,000
	51	285,000	365,700	403,600	430,600
	52	286,400	366,900	404,400	431,100
	53	288,200	368,000	405,100	431,600
	54	289,500	369,100	405,900	432,200
	55	290,900	370,100	406,700	432,700
	56	292,600	371,100	407,400	433,300
	57	294,500	372,000	407,900	433,900
	58	296,400	372,900	408,600	434,400
	59	298,400	373,800	409,200	435,000
	60	300,400	374,700	409,900	435,600
	61	302,500	375,500	410,500	436,100
	62	304,000	376,400	411,100	436,600
	63	305,800	377,200	411,700	437,100
	64	307,600	377,900	412,300	437,700
	65	309,600	378,700	412,800	438,100
	66	311,200	379,500	413,300	438,600
	67	312,900	380,100	413,900	439,100
	68	314,500	380,900	414,500	439,500
	69	316,300	381,700	415,100	440,000
	70	317,900	382,300	415,600	440,500
	71	319,500	383,000	416,200	441,000
	72	321,100	383,900	416,800	441,500
	73	322,600	384,700	417,300	441,900
	74	324,200	385,400	417,900	442,400
	75	325,800	386,000	418,400	442,900
	76	327,400	386,700	419,000	443,400
	77	328,900	387,300	419,400	443,800
	78	330,400	387,900	419,900	444,200
	79	331,800	388,400	420,400	444,700
	80	333,200	389,000	420,900	445,200

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	334,600	389,600	421,400	445,700
	82	336,000	390,100	421,900	446,200
	83	337,300	390,700	422,400	446,700
	84	338,500	391,300	422,900	447,100
	85	339,700	391,900	423,300	447,600
	86	341,000	392,500	423,700	448,000
	87	342,400	393,000	424,200	448,400
	88	343,600	393,600	424,700	448,800
	89	344,800	394,100	425,200	449,100
	90	346,000	394,500	425,600	449,400
	91	347,200	395,100	426,100	449,800
	92	348,300	395,600	426,600	450,200
	93	349,400	396,100	427,000	450,600
	94	350,400	396,600	427,400	451,000
	95	351,400	397,100	427,800	451,400
	96	352,400	397,600	428,200	451,800
	97	353,400	398,000	428,600	452,100
	98	354,300	398,400	428,900	452,400
	99	355,100	398,900	429,300	452,800
	100	355,800	399,400	429,700	453,200
	101	356,500	399,900	430,100	453,600
	102	357,200	400,400	430,500	
	103	357,900	400,900	430,900	
	104	358,400	401,400	431,300	
	105	359,000	401,900	431,600	
	106	359,500	402,400	432,000	
	107	360,000	402,900	432,400	
	108	360,600	403,400	432,800	
	109	361,300	403,800	433,100	
	110	361,800	404,200	433,500	
	111	362,300	404,700	433,900	
	112	362,800	405,200	434,300	
	113	363,300	405,700	434,600	
	114	363,800	406,100		
	115	364,300	406,500		
	116	364,800	406,900		
	117	365,200	407,300		
	118	365,600	407,700		
	119	366,100	408,100		
	120	366,600	408,500		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	121	367,100	408,900		
	122	367,600	409,200		
	123	368,100	409,600		
	124	368,500	410,000		
	125	368,900	410,400		
	126	369,200	410,800		
	127	369,600	411,200		
	128	370,000	411,600		
	129	370,300	411,900		
	130	370,500			
	131	370,900			
	132	371,300			
	133	371,700			
	134	372,000			
	135	372,400			
	136	372,800			
	137	373,200			
	138	373,600			
	139	374,000			
	140	374,400			
	141	374,700			
	142	375,100			
	143	375,500			
	144	375,800			
	145	376,200			
	146	376,600			
	147	377,000			
	148	377,400			
	149	377,800			
	150	378,200			
	151	378,600			
	152	379,000			
	153	379,300			
	154	379,700			
	155	380,100			
	156	380,500			
	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		233,100	272,300	295,900	335,200

備考 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。